第十一項第六号	［略］	中型第二種免許又は普通第二種免許	大型免許、中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）又は普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）
［略］		

15　第十一項の規定（第三号から第五号までを除く。）は、ＡＴ普通第二種免許に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十一項第一号	［略］	
第十一項第二号	［略］	
第十一項第六号	［略］	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

第三条の表を次のように改める。

第九項第六号	［同上］	中型第二種免許又は普通第二種免許	大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）
［同上］		

12　第九項の規定（第三号から第五号までを除く。）は、ＡＴ普通第二種免許に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第九項第一号	［同上］
第九項第二号	［同上］
第九項第六号	［同上］

改正後	改正前
（教習の科目の基準の細目） **第一条**　道路交通法施行規則（以下「府令」という。）第三十三条第一項第一号に規定する技能教習（以下「技能教習」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項について行う教習とする。 一　［略］ ［号を削る。］ 二　大型免許（府令第二十四条第四項第一号に規定するＡＴ大型免許（以下「ＡＴ大型免許」という。）を除く。）及び中型免許（同項第二号に規定するＡＴ中型免許（以下「ＡＴ中型免許」という。）を除く。）に係る応用走行　別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）及び第四号から第十号までに掲げる事項 三　ＡＴ大型免許及びＡＴ中型免許に係る応用走行　別表第一第四号から第十号までに掲げる事項 四　［略］ 五　準中型免許（府令第二十四条第四項第三号に規定するＡＴ準中型免許（以下「ＡＴ準中型免許」という。）を除く。）に係る応用走行　別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）及び第三号から第十号まで並びに別表第二第四号、第五号（急ブレーキによる停止を行うための走行を除く。この号において同じ。）、第七号及び第八号に掲げる事項（同表第四号、第五号及び第七号に掲げる事項にあっては、貨物自動車に係る教習事項を除く。） 六・七　［略］	（教習の科目の基準の細目） **第一条**　［同上］ 一　［同上］ 二　大型免許に係る応用走行　別表第一第四号から第十号までに掲げる事項 三　中型免許（府令第二十四条第四項第一号に規定するＡＴ中型免許（以下「ＡＴ中型免許」という。）を除く。）に係る応用走行　別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）及び第四号から第十号までに掲げる事項 四　ＡＴ中型免許に係る応用走行　別表第一第四号から第十号までに掲げる事項 五　［同上］ 六　準中型免許（府令第二十四条第四項第二号に規定するＡＴ準中型免許（以下「ＡＴ準中型免許」という。）を除く。）に係る応用走行　別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに隘路への進入を除く。）及び第三号から第十号まで並びに別表第二第四号、第五号（急ブレーキによる停止を行うための走行を除く。この号において同じ。）、第七号及び第八号に掲げる事項（同表第四号、第五号及び第七号に掲げる事項にあっては、貨物自動車に係る教習事項を除く。） 七・八　［同上］ ［一号ずつ繰り上げる。］